

起業家支援融資

新たに事業を始めようとする個人や会社を支援するための融資です。

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 事業を営んでいない個人が、県内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする場合、又は事業を開始した日以後5年を経過していない場合 中小企業者である会社が、県内で新たに会社を設立して事業を開始しようとする場合、又は設立した日以後5年を経過していない場合 |
| 資金使途 | 運転資金及び設備資金 ただし、土地取得資金及び新会社設立のための資本金（株式取得資金）は対象外 |
| 限度額 | 2,500万円 ただし、上記「融資対象」の創業前の方は、1,000万円を超える部分は自己資金の範囲内 |
| 融資利率 | 2.1%（保証付き（全部保証）） 金利の他に、信用保証協会の保証料が必要です |
| 担保・保証人 | 無担保・無保証人（法人の場合は代表者1名の保証人が必要） ただし、山梨県信用保証協会の保証が必要です |
| 償還期間 | 運転資金 5年以内（1年以内の据置を含む。） 設備資金 7年以内（1年以内の据置を含む。） |
| 申込書類 | 借入申込書の他に、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書等の書類が必要となります。 診査書については、商工会議所又は商工会にご相談ください |

取扱金融機関

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工中金 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行

これ以外にも利用目的に応じた融資を用意していますので、県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などにお気軽に御相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。

場所 県庁別館3階 商業振興金融課
相談時間 9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号 055-223-1554（直通）

問い合わせ先：
山梨県 商業振興金融課 金融担当
TEL 055-223-1538（直通）